

「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」の名義使用に関する取扱いについて

呉市スポーツ振興課

「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」の名義（以下「名義」という。）を呉市内で開催するスポーツ関連事業に使用する場合の取扱いについて、次のとおり、必要な事項を定める。

1 申請

名義を使用しようとする者は、あらかじめ「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業名義使用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を呉市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、呉市主催の事業は、申請を省略することができる。

2 承認の基準

申請があった場合、その内容が次の各号全てに該当する場合、使用を承認するものとする。

- (1) 名義を使用する事業が「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」の趣旨に沿ったスポーツに関連する事業であること。
- (2) 呉市内を会場とする事業であること（事業の一部の会場が呉市の場合も可）。
- (3) 呉市の主催、共催または後援の事業であること。

3 承認

市長は、使用の承認をするときは、「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業名義使用承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

4 承認の取り消し

市長は、名義がこの取扱いの内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

5 責任の制限

名義の使用承認を受けた事業によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、呉市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

6 施行期日

令和5年5月18日からこの取扱いを実施する。

呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業 趣旨

呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業とは、「アウトドアスポーツと言
えば『くれ』アウトドアスポーツをするなら『くれ』」のイメージ浸透を目的と
し、サイクリングやウォータースポーツなどアウトドアスポーツを行う環境に恵
まれている呉市のスポーツを通じた魅力ある地域づくりの推進、市民がスポーツ
に親しむ機会・場の充実を図る事業